

## 県営住宅敷金減免事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公営住宅法（昭和26年法律第193号。以下「法」という。）

第18条第2項に規定する敷金減免の対象者、手続き等、必要な事項について定める。

(減免対象者)

第2条 敷金減免の対象者は、県営住宅家賃減免事務取扱要領第3条第1項各号のいずれかの要件に該当する入居決定者とする。

(減免後の敷金額)

第3条 前条に該当する者の減免後の敷金額は、県営住宅家賃減免事務取扱要領第3条第1項及び第4条各号の規定に準じて算定した減免後の家賃額に3を乗じて得た額とする。

(減免申請の手続)

第4条 敷金の減免申請をしようとする入居決定者は、入居決定のあった日から10日以内に、県営住宅家賃・敷金減免申請書（熊本県営住宅管理規則（平成9年12月26日規則第57号。）別記第11号様式）に各市町村長の発行する、最近の住民税課税台帳記載事項証明書及び次に掲げる書類を添付（以下「添付書類」という。）して、知事に提出しなければならない。

(1) 年金、恩給等を受給している者にあつては、受給証書の写し

(2) 失業中の者にあつては、雇用保険受給資格者証の写し

(3) 前2項以外の収入がある場合は、その額と内容を証明する書類

(4) 生活保護の受給者にあつては、福祉事務所長の発行する証明書

(5) 疾病等で医療費を要した者にあつては、医療費の領収を証する書類（実所要額のみを控除する）

(6) 災害等については、関係機関のその事実を証する書類

(7) その他事由を証する書類

2 前項の添付書類は、県営住宅家賃減免事務取扱要領第5条に基づく家賃の減免申請を当該申請と同時にしようとする場合、その他知事が認める場合にあつては、その添付を要しないものとする。

(減免承認の通知)

第5条 知事は、申請書等を受理した場合は、速やかに審査し、必要と認められる場合は、実地調査を行い県営住宅敷金減免承認（不承認）通知書（様式1号）を申請者に送付する。

附則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。